

○ 地方自治法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例</p> <p>第九章 外部監査契約に基づく監査</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算</p> <p>第十一章 補則</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 外部監査契約に基づく監査</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第九章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算</p> <p>第十章 補則</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>（新設）</p>

地方公共団体との関係等の特例

(事務処理の調整の指示の対象となる事務)

第七百七十四条の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の四第

一項第二号に規定する政令で定める事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とする。

第九章 外部監査契約に基づく監査

第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時

金の基礎となるべき在職期間の通算

第十一章 補則

第七百七十九条の二 地方自治法第二百六十条の四十九第六項の規定による

随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第十一条第一項各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができる。

第七百七十四条の四十九の二十 削除

第八章 外部監査契約に基づく監査

第九章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時

金の基礎となるべき在職期間の通算

第十章 補則

(新設)